

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第12回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年2月21日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 55 分
出席委員	藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名( )

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

藤本委員長あいさつ

### 2 検討結果の確認について

### 3 検討項目の協議について

[ B - 5、96条2項による議決事項の拡大 ]

<藤本委員長>

前回提案された計画ごとに検討する。

<事務局>

地方自治法第96条第2項について説明

( 1 ) 亀岡市行財政改革プラン2010 - 2014

<事務局>

説明

<酒井委員>

議会側の審議体制の整備がされないと議決の意義が薄い。最も重要な課題と考える。

<事務局>

指摘事項は実運用上十分考慮する必要があるものである。

<吉田委員>

議会は一義的に予算において市の財政を総括するとする見解は同意できる。しかし、改革プラン及び土地公健全化計画も同様であるが、予算審査時においてプランなり計画なりが議案の根拠として説明される現状がある。執行権の範囲内と整理するならば、議会に対する予算等の説明根拠とは成り得ないものであると考える。

<馬場委員>

プランに対する議会の修正範囲が明確にし難いのではないかと。また、単年度予算の原則は理解するが、数年次にわたる予算の大きな流れ等も議会が把握できる方法を検討すべき。年度をまたぐような財政計画を議決した場合、予算審査における整合も必要であろう。

<吉田委員>

内容で考えると、本プラン前段に掲げられている策定経過、現状認識及び将来予測等は議決の必要はないと考える。しかし、後段に掲げられる「行財政改革の基本方針及び具体的取組」等は議会としても修正の余地はあるであろう。本プランが予算編成の基本方針となるならば、市の団体意思として議会が議決することができると思う。

< 藤本委員長 >

議決することは可能か。

< 事務局 >

本プランは議決を想定して策定されたものではないが、議決を妨げる法規定等はないと考えている。

< 眞継委員 >

5年間の基本方針を定めるプラン本体については議会が議決により関与することの必要性は理解できる。しかし、プランの下部に位置し、進行管理を行う実施計画については別の方法で関与していくべきと考える。

< 中村委員 >

過去の財政計画等についての議会の関わりはどうか。また、議会は予算を審査することで市の財政状況等を総括的に管理出来得るとも考える。

< 藤本委員長 >

過去の財政計画等における議会の関与は。

< 事務局 >

本プランについては前計画を継続更新したものではなく、別個の計画としての整理が適切と考える。前計画は議会に説明等はされたものと思われるが議決による関与はない。

< 堤委員 >

議会は予算審査において財政を総括すべきである。本プランについて議会が検討を加えることは可能であろうが、議決するには及ばない性質の計画である。

< 馬場委員 >

計画に係る執行側の結果検証の方法が不明である。長期にわたる財政計画が各事業の存続等に直接影響を及ぼす場合がある。新たな財政計画が策定される場合に議会が何らかの形で関わる必要がある。

< 吉田委員 >

財政計画を議決することにより市長の予算提案権を侵してはならないことは当然である。執行側のみで作成した行政計画は、市民生活に直接影響を及ぼすような事案の議会への説明根拠、議案の正当性の根拠とは成り得ない。議決によらない関与の方法も検討の余地がある。

< 堤委員 >

執行側への影響を鑑みるに議決とするに馴染まない。

< 藤本委員長 >

議決対象とするに馴染まないとする意見が多いように思うが。

< 事務局長 >

財政計画に関する議会の関与の必要性は各委員共通の認識であろう。本プランの議決は別として関与の仕組みを検討してはどうか。例えば財政に関する基本方針を定める条例を制定し、議会への報告義務規定や策定過程における議会の意思の反映規定などが考えられる。調査検討を継続する余地はあるように感じる。

< 藤本委員長 >

本プランの議決とは異なる方法で、議会が財政計画に関与することについて検討を継続する。

<西口委員>

本プランについて議決するか否かの決定を求める。

<吉田委員>

財政計画に関する議会の関与の方法については別に検討するとして、本プランについて結論を求める。

<藤本委員長>

亀岡市行財政改革プラン2010 - 2014は議決の対象としないこととする。別の方法による財政計画に対する議会の関与は別に検討する。

<全員了承>

<馬場委員>

他市の例等の調査を求める。

<藤本委員長>

調査する。

## (2) 亀岡市地域防災計画

<事務局>

説明

<酒井委員>

本計画をはじめ行財政改革プラン、都市計画マスタープラン等は市民生活に与える影響は大きい。法的に議決に馴染まないのであれば、策定段階からの関与など他の方法も検討すべき。

<藤本委員長>

防災会議の根拠となる災害対策基本法の規定を解釈すると議決することはできないように考えられる。

<吉田委員>

災害対策基本法によれば防災計画は市防災会議又は市長が定めることが規定されており議決できないと考える。防災会議については市条例で定めていることから、防災会議のあり方について議会が関与することが考えられる。別の課題として検討を。

<堤委員>

防災会議への議員の参加状況は。

<事務局次長>

総務文教常任委員長、産業建設常任委員長及び議長が委員として参加。

<藤本委員長>

亀岡市地域防災計画は議決対象としない。防災会議に議員が参加していることからそれらを通じて対応する。

<全員了承>

## (3) 亀岡市土地開発公社経営健全化計画(外郭団体の経営に関し市財政に影響を及ぼすもの)

<事務局>

説明

<吉田委員>

計画の策定根拠となる国の措置要領の規定から類推すると議決対象とすることは難しい。本措置要領には議会への説明を求める規定もあることから、健全化計画策定時に説明を受けた。当時計画の内容について意見等を行ったが反映されなかった。本計画が議決できない性質のものであるので、議案となった具体事項について、本計画を正当性の根拠とすることはできない。

<堤委員>

土地公は理事会により運営されていたが状況の悪化に伴い、市財政への大きな影響が予想され、市が健全化計画を策定せざるを得なくなった。議会から理事としての参加はあるにしても、理事以外の議員の意見を反映させる仕組みも検討の余地がある。

<眞継委員>

健全化計画の内容をもって府が指定したことにより、計画を変更することが難しく、従って執行側の説明は健全化計画に基づき行っている、となるのではないか。

<事務局>

健全化団体の指定は起債等に係るものであるため、計画が実行されない場合は影響が生じる可能性はある。また、執行側は議案の提案根拠として健全化計画を挙げるのは当然であろう。議案となった予算等においてその適否を判断するのが議会の役割と認識している。

<馬場委員>

市の土地処理に関し一般質問において質していくことが大切。

<吉田委員>

健全化計画に定めた内容に議会が関与できないことはない。予算の議決は議会が行うもの。

<眞継委員>

執行側は予算の根拠として健全化計画を挙げることはあるであろうが、予算の議決において健全化計画に沿わない判断を行うことが可能であることを確認したい。

<藤本委員長>

亀岡市土地開発公社経営健全化計画は議決対象としない。

<全員了承>

<事務局長>

本健全化計画に係る土地の処分については総務文教常任委員会に報告されるよう整理している。また、外郭団体への関与については、6月定例会に報告書等が提出されているが、これらの実質的な審査等も検討の余地があるように考える。

<藤本委員長>

しっかり審議できるような体制を希望する。

<休憩 11:15 ~ 11:20>

(4) 亀岡市環境基本計画

<事務局>

説明

<馬場委員>

市の環境行政に係る基本的なものに議会が関与すべき。京都議定書に定められたCO2対策等は数値目標として明確に定められており、その達成度の把握、また改善が必要で、計画への修正等が必要と考える。また、H24.3策定予定であるが遅らせることも可能ではないか。

<吉田委員>

根拠は市条例である。96条2項条例で整理するより、現在、市長が作成すると規定している環境基本条例を改正すべき。

<藤本委員長>

議決すべきとする意見が多いが。

<事務局>

環境基本条例を改正するならば、環境基本計画が策定されるH24.3以前に行う必要が生じる。また、計画自体のボリューム等から議会側の審議体制の面も含めて十分な検討を願う。

<吉田委員>

策定期間の変更が可能か執行側に確認が必要。また、環境対策特別委員会で所管することも考えられる。

<馬場委員>

環境基本条例に議会の関与を明示するとともに、計画の策定期間を延期するような規定を定められないか。

<吉田委員>

環境基本条例を改正すれば3月定例会で審査することは可能であるが、執行側の事情も考慮すべし。

<酒井委員>

議会の審議体制が整備できるのはいつか、また、策定期間を延期することに影響はないのか。原案がほぼ確定している現時点で審査して、議会の意思は計画に十分反映することが可能なのかが疑問である。

<吉田委員>

第4次総合計画についても、基本計画を議決することを直前に決定した。その例からやろうと思えば可能であろうが、執行側で策定期間を調整されることが望ましい。

<事務局長>

議決の根拠となる条例の改正は必要である。計画は3月策定予定で進行しており、現時点で議決対象とすることに執行側は難色を示すであろうことが予想される。計画期間の設定等の整理も必要になることが考えられる。

<藤本委員長>

執行側との調整が必要だが策定予定日が迫っている。

<堤委員>

計画の策定を議会が行うことを意図しているのか。

<馬場委員>

3月策定予定の原案は現時点でほぼ確定しており急に議決対象とすることには無理があることもあろう。環境基本計画の見直しの時期に合わせて議会が関与できる方法を検討してはどうか。

<藤本委員長>

計画が策定されたら委員会に報告があるはずである。その場で質問等を行えない

か。

< 吉田委員 >

議会が強制力をもって関与できる手段が必要である。策定期間がせまっていることを考慮し、今後議会内で計画に関与することについて議論が成熟した段階で条例を改正し関与していけばどうであろう。

< 酒井委員 >

現時点で案がほぼ完成している計画を議決対象としても、議会は追認するか否かの判断しかできなくなる。じっくり取り組む研究を継続してはどうか。

< 藤本委員長 >

亀岡市環境基本計画は議決対象としない。委員会等での議論の成熟を待ち議決対象とする必要が高まれば再度検討する。

< 全員了承 >

< 事務局次長 >

研究を行う委員会は議会運営委員会での決定が必要。

< 藤本委員長 >

議会運営委員会において決定される。

#### ( 5 ) 亀岡市都市計画マスタープラン

< 事務局 >

説明

< 酒井委員 >

昨日の産業建設常任委員会においてなされた事前説明を傍聴し、市民生活に重大な影響を及ぼす計画であると感じた。都市計画審議会でも意見しても計画に反映され難いなどの意見、また、常任委員会での委員の意見も取り入れられる仕組みがないことから、議決しないとしても議会が何らかの形で関与できる仕組みの検討が必要であると考えます。

< 吉田委員 >

法的には議決を妨げないであろう。府との調整が必要とのことである。調整の困難さは把握していないが、他の条例等も法令の範囲内という制限や、関係機関等という調整、整理はされるものである。委員の意見が反映され難い都市計画審議会の審議状況も聞いた。議会が関与すべき。総合計画の基本構想、基本計画を議決したことからこれに基づく本プランも法的に可能であれば議決すべき。また、都市計画審議会の議を経て定めることになっていることから、議会の議決は当該規定の範囲内で行使されるものと考えます。

< 堤委員 >

都市計画マスタープランは市の総合計画基本構想を実現させるため、都市計画審議会や府との調整を経て定められるものである。行政側と議会の意見のギャップを埋めるため提言等で修正を促すような議会の関与を検討されたい。マスタープランは府の計画の影響を大きく受けるものである。

< 馬場委員 >

都市計画審議会では対立する意見等があった場合に付記されず答申される。しっかりした議論をして修正なりが為されるべきである。昨日説明を受けたプランでは一部に説得力のない部分もあった。それらの状況を踏まえ、議決対象とすべき。

< 西口委員 >

会派では提案していないのでさらなる議論を望む。プランへの市民意見の反映が

必要であるがその方法が不明確である。議会の意思が素案の段階で反映できるような仕組みが必要かと考える。

< 藤本委員長 >

本プランを議決対象とすることに関し、理事者の対応はどうか。

< 堤委員 >

プラン策定の進捗状況はどうか。

< 西口委員 >

パブリックコメントを予定している段階である。

< 藤本委員長 >

今後パブリックコメントを実施しその後都市計画審議会の議を経なければならない。

< 吉田委員 >

第4次総合計画基本計画を議決対象とすることを決定したのはパブリックコメント後である。市民意見の反映ならば議会で議決することがその最たるものである。

< 藤本委員長 >

議決対象とする意見が多いが。

< 議事調査係長 >

議決対象とするならば3月定例会での96条2項条例の改正も検討が必要である。

< 藤本委員長 >

本委員会としては議決対象とする方向を確認し、議会運営委員会に報告する。正式には議会運営委員会で決定されるものである。

< 全員了承 >

< 事務局 >

さらに調整を要する部分は議会運営委員会で決定いただく。

#### 4 次回の日程及び協議項目について

< 藤本委員長 >

4月以降とし、追って連絡する。

< 全員了承 >

#### 5 その他

なし

散会 ~ 11:55